| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第６　債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象） | | | |
| 第６  【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見  ２．個別債権に対する監査の結果及び意見  （７）補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金  ②意見  （Ａ）法人の財政状態を把握し、継続的な回収努力が必要  【福祉部】 | 現在の返還状況は債権残高に対して５％以下であり、平成21年度の返済実績から算定すると、元本完済までに100年近く要することになる。しかし当法人に対しては府以外の多額の債権者も存在し、この中には一般債権である府債権より優先弁済権を有する債権もあるため、府が施設の差押え等による強制徴収を申し立てても実効性はない。  当該債務が解消された後には、府への返済額が増加することが期待されることから、施設の入所者の生活に多大な支障をきたすことがないよう、法人の健全経営に配慮しつつ早期の返済を求めているところである。  今後、法人の財政状態を把握しつつ、着実な回収努力を続けていく必要がある（意見番号60）。 | 平成25年度の包括外部監査の指摘を踏まえて引き続き法人と返済額についての協議を行い、確実な回収に努めていく。 | 経過報告 |
| 第６  【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見  ２．個別債権に対する監査の結果及び意見  （８）障害者扶養共済制度掛金  ②意見  （Ａ）回収可能性を判断して適時に不納欠損処分を行うべき  【福祉部】 | 平成21年度末時点の収入未済額一覧によると、最も長期間にわたって滞留している債権は昭和49年に発生した4,100円（３件）であり、加入者はそれぞれ昭和61年、平成元年、平成10年に脱退していた。債務者からの時効の援用がなかったため時効が成立していないことから不納欠損処分がなされていなかった。  平成21年度末の収入未済額108,011千円のうち、脱退者に係る分は105,558千円であり、約98％を占めている。脱退者の滞納債権については、脱退した滞納者にとって滞納掛金を支払うことに何のメリットもなく、滞納債権の納入が期待できない。また、債権発生から35年以上も経過した債権であることから、債務者の中には民間の保険と同様、掛金を支払わないことによって自然と脱退したものと考え、今さら掛金を支払うことなど全く考えていない脱退者もいると予想される。  このため、時効期間が経過した脱退者に係る滞納債権については不納欠損処分することが望まれるが、当債権は私債権であるため、債務者からの援用がなければ時効とならないことから、過去において不納欠損処分を行った事例がない。私債権の時効期間である10年が経過した債権等、  回収可能性の乏しい債権については新条例に基づく債権放棄を行ったうえで不納欠損処分すべきである（意見番号61）。 | 指摘のあった時効期間を経過している脱退者に係る滞納債権については、現地訪問などを通じて債権ごとに実態把握を進め、回収可能性を見極めた上で、回収不能の債権については、債権放棄に向けた取組に努めていく。  平成25年度においては、9,471,600円を、平成26年度においては、488,300円を不納欠損処理。平成27年度においては、288,600円の不納欠損処理を予定している。 | 措置 |
| 第６  【３】その他債権管理全般に関する指摘  ３．財産調査結果の積極的な共有化を行うべき  【税務局】 | 府では、平成23年度より、一部の債権については、事業事務を行う主体と債権管理部門を区分し、債権管理を債権特別回収・整理チームに担わせることを予定している。  当該チームの業務遂行により複数の債権を滞納している債務者の財産調査結果等の情報の共有を行うことができ、効率的な債権回収が可能になると考える。  強制徴収公債権の回収にあたっては国税徴収法第141条を根拠とした「質問検査権」を有するため、回収時に得られた財産調査結果（例えば、個人の財産所有状況、連絡先、勤務先等）を強制徴収公債権同士の間では共有することは許されると考えられるが、非強制徴収公債権や私債権への共有はできないと考えられる。一方、「質問検査権」を有さない非強制徴収公債権や私債権については、他の私債権や非強制徴収公債権の回収のために利用することは許されないと考えられる。  当チームにおいては個人情報の保護に必要な措置を取ることはもちろんであるが、法的に可能な範囲で財産調査結果については各債権間で共有化を図り、債権管理・回収に努めるべきである（意見番号66）。 | ○債権特別回収・整理グループは、税務局に所属するものの、税外債権（特に私債権）の処理促進を目的として設置されており、税債権や他の強制徴収公債権の引受処理も行っていないので、当グループにおいて、庁内の強制徴収公債権間の情報の共有を行うことは困難である。  ○ただし、より効率的な債権回収を行う観点から、税部門においては、府の有する強制徴収公債権を管理する部局からの照会に対し、財産調査結果等の情報を開示するよう、取扱いを見直した。  なお、当該見直しは、総務省通知（※）を根拠に行ったものであるが、引き続き個人情報は厳正に取り扱う必要があり、照会に係る根拠法令と債権の性格を十分確認の上、法的に可能な範囲で財産調査結果等の情報の開示を行うこととしている。  ※総務省通知  （H19.３.27総務省自治税務局企画課長）  「地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料等の強制徴収公債権を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。」 | 措置 |